

進級・卒業に関する規程（単位制以外学科）

（趣旨）

第1条 この規程は、進級および卒業に関し必要な事項を定める。

（進級認定）

第2条 進級は、以下の各号すべてに該当する者で、校長が認めた者とする。

- （1）当該学年に1年以上在学している者
 - （2）学則に定める当該学年所定の全ての科目に対し履修認定を受けている者
 - （3）学年の出席率が90%以上である者
2. 前項に該当しない者は、進級判定会議により判定を行う。

（卒業認定）

第3条 卒業は、以下の各号すべてに該当する者で、校長が認めた者とする。

- （1）当該学科の修業年限以上在学している者
 - （2）学則に定める当該学科所定の全ての科目に対し履修認定を受けている者
 - （3）卒業基準検定を取得している者
 - （4）学年の出席率が90%以上である者
2. 前項に該当しない者は、卒業判定会議により判定を行う。

（留年）

第4条 進級および卒業の認定をされない者は、原学年に留まらなくてはならない。この場合、原学年において修得した単位はすべて無効となり、原学年の課程を再履修するものとする。

2. 学則および学生に関する規程については、留年後に在籍する年次の学則および規程等を適用する。ただし校納金に関しては、入学時の規定を適用する。

附則

この規程は、2019年4月1日より施行する。

附則

この規程は、2020年4月1日より施行する。